指定様式２

令和　年　月　日

大阪市長　様

（申請者）

所　在　地：

法　人　名：

代表者氏名：

代表者の生年月日：

　宣　誓　書

　当法人は、困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用に係る公募に応募するにあたり、さらに将来においても、下記について宣誓します。

記

１　大阪市暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則（以下、「規則」という。）第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

２　条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

３　本宣誓書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　私が条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者に該当する法人であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。

５　私は、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人ではありません。

６　私は、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした法人ではありません。

（参　考）

**○大阪市暴力団排除条例（抜粋）**

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

(4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(5) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち本市が発注するもの

(6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる本市の不動産又は物品の売払い又は貸付け

**○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）**

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

　(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その

他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することと

なる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は

前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかな

る名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所

その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

　　ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を

する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

　　エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材

又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者